

第 11 号 議 案

令和 8 年度長崎県公債管理特別会計予算

令和 8 年度長崎県公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,322,533千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事 平 田 研

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 270,000
	1 財産運用収入	270,000
2 繰入金		22,847,533
	1 一般会計繰入金	17,582,533
	2 基金繰入金	5,265,000
3 県債		32,205,000
	1 県債	32,205,000
歳入合計		55,322,533

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 55,322,533
	1 公債費	55,322,533
歳出合計		55,322,533

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	^{千円} 32,205,000	債券発行又は普通貸借 (借入先) 銀行、その他 (借入時期) 令和8年度	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内において元利均等、元金均等又は満期一括などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
計	32,205,000			